

2004年10月6日

環境大臣 小池 百合子 様
林野庁長官 前田 直 登 様
北海道知事 高橋 はるみ 様
世界ラリー選手権実行委員会
委員長 中島 健一郎 様
JRCアソシエーション (JRC A)
会長 小西 重 幸 様

十勝自然保護協会会長 安藤 御史
ナキウサギふぁんくらぶ代表 市川 利美
(社)北海道自然保護協会会長 佐藤 謙
北海道自然保護連合代表 寺島 一男

連絡先 十勝自然保護協会 事務局長 佐藤 与志松
TEL & FAX 0155-42-2192

ラリージャパン2004の国有林、国立公園内における開催に抗議し、10月9～10日新得町において開催予定の2004全日本ラリーの林道使用に反対し、今後、国立公園、国有林、道有林内では、いかなるラリーも開催しないことの申入書

今年10月3～5日の3日間、十勝管内で開催された国内初の世界ラリー選手権であるラリージャパン2004は、主催者及び一部報道によると、延べ約21万人が詰め掛け、大きな経済効果をもたらし、地元では来年以降、毎年開催されることが期待されているといわれています。

しかし、私たち北海道の自然保護団体4団体は、表題のとおり、ラリージャパン2004の開催がシマフクロウ、クマタカ、ナキウサギ等、希少生物の生息地に近接した国有林の林道を使用し、かつ一部大雪山国立公園内を使用したことに強く抗議し、まじかに迫った2004全日本ラリー(10月9～10日)による上記林道の使用中止を求め、また、今後、国立公園、国有林、道有林内ではいかなるラリーも開催しないことを強く申し入れます。

1 ラリージャパン2004の国有林、国立公園内における開催に対する抗議

(1) 国立公園第三種特別地域の無許可使用

ラリージャパン2004のコースは、国有林の林道を使用し、そのうち新得町の林道コースは一部(50メートル前後)が大雪山国立公園・第三種特別地域を通過していたことが、ラリー終了後、判明しました。当初、環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所及び上士幌自然保護官事務所は、国立公園内を使用していないと明言していましたが、私たち自然保護団体の度重なる追及により、一部が公園内を通過していることを認めざるを得なくなりました。その経過を簡略に説明しますと、以下のとおりです。

環境省は、当初、当該林道はすべて国立公園外にあると説明していました。環境省の有する公園

計画図によると、当該地域における国立公園の境界は、国有林林小班界によるとされていました。しかし、森林管理署発行の国有林基本図を使って自然保護官が説明した際、次第に説明ができなくなり、やむなく一部（3メートル四方）は国立公園内である、そのことに数日前に気づいたと認めました。しかし、具体的な境界線が不明な部分（50メートル）については、あくまでも公園の外にあると主張しました。ところが、その後、森林管理署を通じて実際の林小班界が明らかになり、最終的に、「50メートルの範囲についても国立公園内である」と認めるといういきさつがありました。国立公園界の判断及び公園使用許可は環境省の専断的な事項であるにも関わらず、環境省はそのことを放棄して二年間、ラリーの開催を許していたことになり、その責任は重大であると考えます。

- ① 当該地域に指定植物等の希少植物があれば、ラリーによって当然損傷を受けることが予想されるので、許可手続きが必要であった（自然公園法第13条3項10号）。しかし、現地の自然保護官はそうした調査を一切行なっていなかった。
- ② また、当該公園内の林道では、他の林道と同様に砂塵よけ仮設フェンスが設置されていた。それは工作物設置にあたるので、本来、林道使用許可が必要であったが（自然公園法第13条3項1号）、環境省はこうした無許可設置を放置していた。
- ③ 仮に、林道使用に許可がいらなかったとしても、時速120キロもの猛スピードで砂塵を巻き上げながら走るラリーが国有林または国立公園の自然に与える影響が少なくないことは明らかであり、自然公園法の趣旨からいうならば、ラリーによる使用は特別地域における風致の維持に影響を及ぼす行為として政令指定事項とすべきであった（自然公園法第13条3項15号）。

以上のように、国立公園内でのラリー開催を強行した主催者、ならびに事実上それを容認してきた環境省、林野庁、北海道の責任は大きいと考えます。

（2）シマフクロウ・クマタカ等

当該林道周辺には、絶滅危惧種の猛禽類であるシマフクロウ、クマタカが生息し、また希少で学術的に貴重なナキウサギの生息地が近接していることから、私たち自然保護団体は主催者や環境省、北海道などにコース変更等の申し入れをし続けてきました。しかし、それらについて何ら回答はなく、新聞報道によりますと、環境省はシマフクロウについて、ラリーによる重大な影響はないと考えていると聞きます。

しかし、絶滅危惧種の猛禽類に対して、給餌場から1.5キロメートルしか離れていないところでラリーが行なわれた場合、それが重大な影響を及ぼさないという判断が国内でも国際的にも通用するものでしょうか。環境省の「猛禽類保護の進め方」（平成8年）によりますと、単純に、距離を尺度として保護区域を判断するのは適切ではない旨を述べており、種の生態的特性を具体的に調査すべき項目まで書かれております。私たちは、以上の事態は、国際的な自然保護の観点から重大な問題と捉え、近く、世界ラリー選手権の本部にも抗議の申し入れをすることを考えております。

（3）ラリー終了後の状況

以下に、ラリー終了後に判明した問題点を列記します。しかしながら、ラリーが自然に与える影響が以下に尽きるものでないことはいまでもありません。今後、私たちはさらに調査を続けますが、現時点ではその影響が分からないとしても、長い年月を経て初めて、失われたものの大きさに気づく場合が想定されるからです。

- ① 当日、新得林道コースで競技を終えた車のフロントから、衝突したアオジ（野鳥）や昆虫の死

がいが確認された（十勝自然保護協会写真撮影）。

- ② 平均時速120kmを超える爆走により、コースアウトした競技車が、路外に落ちて動けなくなったことが明らかになっている。
- ③ カーブで土砂が路外へ飛ぶことを防止するため仮設されたフェンスは、多くのところで飛ばされたり、土砂に埋まったり、倒れたり、破れて役にたたなかったりして、林道の砂利や土砂が路外へ飛び、林道基盤に「深掘れ」が作られたことが確認されている。林道は、林業のための専用道路であるため、林道で行なわれるラリーは林道の地盤構造を一気に破壊するものであることが林業専門家によって指摘されている（意見書添付）。
- ④ 競技後の林道には、競技車から裂けたタイヤ片（重金属を含んだ特別なタイヤ）や、車の部品が散乱・放置され、林道の汚染は深刻である。もちろん、競技中から続く競技車による排気ガス汚染も同様に深刻である。
- ⑤ 林道沿いのナキウサギ生息地では、ナキウサギが競技前に行っていた岩穴での貯食を止めて姿を消していたので、競技当日には、爆音とともに、何回も濛々とした砂塵に覆われたと推測される。
- ⑥ 競技終了後、主催者が荒れた林道整地のためにグレーダーを入れたが、国立公園の隣接地域では林道からはずれ、タイヤで周囲の植物を踏みつけたことが確認されている。また、国立公園内の林道には他地域由来の川砂利を整地のために敷いていることから、国立公園内に川砂利とともに他地域の植物種子が侵入することが危惧される。現地を管理する十勝西部森林管理署は、整地業者に対して何ら作業上の配慮事項を説明も指示もしていなかったことが分かっている。
- ⑦ 林道から林道への移動路とした林道には、その斜面に排水溝が224ヶ所、造られていた。各所において、水とともに土砂が斜面を流れ下り、林床を覆い、沢筋では流出した土砂が沢の流れに入って水を汚染している。今後、雪解けの際や降雨がある度に、土砂流出が繰り返されることは確実と考えられるので、ラリーによって人為的に、新たな森林破壊が生じ、今後も続くと予測できる。
- ⑧ 2003ラリーの際には、新得林道コースで炎上した競技車があった（写真）。
- ⑨ ナキウサギふあんくらぶによるその後の調査によって、新得林道コース付近には、当初よりもさらに多くのナキウサギ生息地が認められること、それらがナキウサギにとって重要な生息地であることが確認されているので、当該林道における一切のラリー走行が大問題となり、ラリー中止がますます強く求められる。

2 2004全日本ラリーの新得町における開催（10月9・10日）に反対

本年10月9日及び10日、2004年全日本ラリーが新得町で開催されます。具体的な使用コースは、目下、不明ですが、仮にラリージャパン2004と同じ新得町のコースを使用するならば、ラリージャパンと同様な重大な問題が生じるため、同じ林道を使う全日本ラリーの開催に強く反対します。

3 国立公園、国有林、道有林内ではいかなるラリーも開催しないことの申入れ

（1）国立公園は使用しないこと

大雪山国立公園指定70周年の記念すべき今年9月、『神々の遊ぶ庭』・カムイミンダラをラリー

ージャパン2004が砂塵で汚しました。

既述のように、見て見ぬふりともいえる環境省、林野庁、北海道の姿勢には、大雪山を愛し守ってきた市民、自然保護団体として憤りを禁じえません。国立公園は、国民共有の貴重な自然財産です。大雪山国立公園は、日本最大できわめて自然性の高い国立公園であり、知床に続く世界自然遺産指定に向けた熱い議論がなされています。そうした状況において、今回の行為は、さらなる保護の願いを泥靴で踏みつけるに等しいものであり、二度とあってはならないことです。

(2) 国有林、道有林は使用しないこと

森林・林業基本法第2条によると、国有林については、「その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない」とあります。

北海道の国有林には、多様かつ希少な動植物が多く生息していることからすると、ラリーにより森林の環境保全機能が大きく損なわれる恐れがあります。また、そもそもラリーによる国有林の使用は、本来の目的を越えたものであると同時に、林道及び森林そのものを損傷、破壊し、法が予定する森林の多面的機能全体の発揮を妨げる恐れがあります。

国有林において、同じ趣旨から道有林においても、今後一切ラリーコースが設置されないようにする必要があります。

(3) 主催者の自粛と行政措置が必要

ラリーが国内外で支持されていくためには、国立公園内はもちろん、国有林および道有林内でもラリーは一切開催しないという原則が必要だと考えます。主催者の自粛はもちろんですが、そのための行政措置を早急にとっていただけますよう、環境省、林野庁、北海道に強く求めます。

添付書類

- 1 意見書「林道は森林の一部である」 2002.10.29
北海道大学名誉教授 石城 謙吉
(元北海道大学演習林本部林長)